

議案第八十五号

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年十一月二十七日

提出者 港区長 武井雅昭

港区個人情報保護条例の一部を改正する条例

港区個人情報保護条例（平成四年港区条例第二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び第三項を削る。

第七条第一項第一号中「第二十二條第三項第五号」を「第二十二條第三項第六号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第七条第四項の規定により実施機関から諮問のあった事項について審議し、答申すること。

第七条の次に次の二条を加える。

（組織）

第七条の二 運営審議会は、学識経験者及び区民のうちから区長が委嘱する委員十人以内をも

って組織する。

2 運営審議会の委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第七条の三 運営審議会に、第七条第一項第三号に掲げる事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、区長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

第九条第三項及び第四項中「委員」の下に「及び議事に関係のある臨時委員」を加える。

第十条（見出しを含む。）中「委員」の下に「及び臨時委員」を加える。

第二十二条第三項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三者に関する情報を含むものであって、開示をすることにより、当該第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められる場合

第二十七条の次に次の一条を加える。

(第三者に対する意見照会等)

第二十七条の二 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に第三者に関する情報が含まれてい

る場合において、開示の請求に応じる旨の決定（以下「開示の決定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容等を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示をする日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに、当該第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。
- 第二十八条第一項中「前条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

#### 付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区個人情報保護条例第二十七条の二の規定は、この条例の施行の日以後になされた開示の請求について適用し、同日前までになされた開示の請求については、なお従前の例による。

#### （説 明）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法

律第二十七号)に基づく特定個人情報保護評価制度が導入されたことに伴い、評価書の第三者点検を個人情報保護運営審議会の所掌事項とするため規定を整備するほか、自己情報開示に関する第三者保護に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。